

金融商事 判例研究

金融商事判例研究会
代表 ◆ 堀口 巨

誤振込みされた預金と貸付金債権を相殺することが正義・公平の観念に照らして無効とされた1審判決が是認され控訴が棄却された事例

平成17・3・17名古屋高裁民事第1部判決、平成16年(ネ)第528号不当利得返還請求控訴事件、控訴棄却【上告受理申立て】、本誌1214号19頁

早稲田大学助教授 柴崎 暁

判例研究

事実

平成15年1月6日、訴外A株式会社(悠閑堂株式会社)は、廃業の貼紙をし、相次いで手形小切手を不渡として、同月10日に取引停止処分を受けていた。被告Y(UFJ銀行)はこの取引停止処分の通知を同日10時22分頃にファックスで受信している。

同日、店舗施設管理を業とする株式会社Xは、インターネットにより、O銀行S支店(大垣共立銀行祖父江支店、仕向銀行)を通じて、Yを被仕向銀行とし、Aを受取人、金額66万8,780円、YのQ支店(金山支店)に開設されていたA名義の当座預金口座を受入口座とする振込みを依頼した(本件振込み)が、この振込依頼は、訴外K株式会社(株式会社名古屋光林堂)を受取人として行われるべきであった(なお、その原因関係の如何は判文からは不明)ところ、錯誤によってAを受取人としたものである。

本件振込依頼の意思表示は、O銀行からYの電信被仕向センターを経由してYのQ支店に振込通知として伝達され、同日午前11時42分右当座勘定元帳への入金記帳が実行されている。

Xは、本件振込みの受取人に関する錯誤に気付き、本件振込みの同日正午頃、Y銀行に電話連絡したところ、YのQ支店ロビー営業課課長から、仕向銀行に組戻しを依頼すればよいとの説明を受けた。

同日午後1時11分頃、Yは、Aの取引停止処分を理由として、本件口座を強制解約(当座勘

定規定ひな型第23条第3項参照)し、その時点での預金残高については、別段預金に振替えを行っている。

同日午後1時30分頃、Xは、O銀行に組戻しを依頼し、午後3時05分、O銀行が組戻しの手続きをとろうとしたが、本件口座がすでに強制解約済であったため、組戻しはできないとの回答をした。

Xは、同月15日到達の内容証明郵便で、本件振込みは誤振込みであるから、Yに対して〔金員を〕返還せよとの請求をしたが、返還がないので、同年2月25日、本訴を提起。

YはAに対して、平成16年1月23日到達の書面で、YがAに対して有する証書貸付残元金債権3320万円を自働債権、本件口座を解約した平成15年1月10日現在の預金残高150万7548円(本件振込みにより成立した当座預金債権相当部分を含む)を受働債権として対当額において相殺する旨を通知した。

Xは、Yに対して「被告は不当な利得を得ているものであるから、不当利得に準ずるものとして、不当利得返還制度の趣旨を類推適用し」不当利得の返還を請求するというものである。

第1審(名古屋地判平成16・4・21本誌1192号11頁)は、振込みの原因関係の存否にかかわらず、本件振込金が入金記帳された時点でAのYに対する預金債権が成立しているが、その時点で、XはAに対して振込金相当額の不当利得返還請求権を取得する。ところで、実務上「組戻し」は入金記帳完了後も、受取人の承諾があればその依頼に応じているが、Aが平成15年6月

26日付けでX・Y宛に、「本件振込金について何等の権利はなく、これをXに返還されても何等の異議も述べない」旨の確認書を作成していること等からすれば、本件口座強制解約後の別段預金は、本来正当な権利者に対して銀行が支払債務を負うべき性質の預金である。Yが、その不当利得金であることを認識できたにもかかわらず行った前記相殺は、正義・公平の観念に照らして、本件振込金相当額の限度で無効である、とする一方で、相殺による本件振込金相当額のYの利得は法律上の原因を欠き、Xの振込金相当額の損失との間に因果関係が存在する、と述べて請求を認容した。Y控訴。

判 旨

控訴棄却。

①「いわゆる誤振込みにより受取人の被仕向銀行の当座預金口座に入金記帳された場合、原則として、受取人の被仕向銀行の当座預金口座に入金記帳されることにより、振込依頼人と受取人との間の振込みの原因となる法律関係の存否とは関係なく、受取人と被仕向銀行との間に当座預金契約が成立することになり、振込依頼人の誤振込みにより、直ちに被仕向銀行に振込金額相当の利得が生じたものとはいえない。」

②しかし、「振込依頼人が、誤振込みを理由に、仕向銀行に組戻しを依頼し、受取人も、振込依頼人の誤振込みによる入金であることを認めて、被仕向銀行による返還を承諾している場合には、受取人において、振込依頼人の誤振込みによる入金を拒否（あるいは、上記当座預金口座に記帳された振込金額相当の預金を事実上放棄）する意思表示をするものと解することができる。」③「他方で、被仕向銀行においても、受取人が当該振込金額相当の預金債権を権利行使することは考えられず〔なお、誤った振込みがあることを知った受取人が、その情を秘して預金の払戻しを請求することは、詐欺罪の欺罔行為に当たり、また、誤った振込みの有無に関する錯誤に当たるといふべきであるから、錯誤に陥った銀行窓口係員から受取人が預金の払戻しを受けた場合には、詐欺罪が成立する（最高裁判平成15年3月12日第二小法廷決定・金融法務事情1697号49頁）。〕、このままの状態では振込金の返還先が存在しないことになり、同銀行に利得が生じたのと同様の結果になる。」

④「被仕向銀行が、誤振込みであることを知っている場合には、銀行間及び銀行店舗間の多数かつ多額の資金移動の円滑な処理の面から

の保護を考慮することは必ずしも必要でなく、かつ、振込依頼人と受取人間の原因関係をめぐる紛争に被仕向銀行を巻き込み、対応困難な立場に置くこともなく（なお、受取人、被仕向銀行共に誤振込みであることを知っている場合には、間違っただけで振込みをした者に不利益を負わせるのが公平であるともいえない。）、⑤「個別的な組戻し手続をとることを妨げるものではないことからすれば、以上のような場合にあっては、上記のとおり、受取人と被仕向銀行との間に振込金額相当の（当座）預金契約が成立したとしても、正義、公平の観念に照らし、その法的処理において、実質はこれが成立していないのと同様に構成し、」⑥「振込依頼人が誤振込みを理由とする振込金額相当額の返還を求める不当利得返還請求においては、振込依頼人の損失によって被仕向銀行に当該振込金額相当額の利得が生じたものとして、組戻しの方法をとるまでもなく、振込依頼人への直接の返還義務を認めるのが相当である。」

⑦「ただし、受取人が、振込金について預金債権を有しないことを認めており、被仕向銀行には組戻しを拒む正当な理由がないのに、誤振込みをした振込依頼人は、受取人に対する不当利得返還請求権（受取人に上記預金債権が成立し、他方、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係を欠くことから、受取人に法律上の原因なく利得が生じることになる。）の行使しかできないとすると、受取人としては、常に被仕向銀行に対する預金債権を行使せざるを得なくなり（しかも、当座預金口座の場合には当座取引の終了が必要となる。）、いたずらに紛争の解決を迂遠なものとし、実質的に保護すべき関係にないものを保護する結果となり、無用な混乱を招くものといえる。」

⑧「Aは、本件振込金額相当の預金債権について何らの権利を行使する意思はなく、組戻しを承諾していることが認められる。」⑨「本件振込金は、もともとXの錯誤による振込みにより本件口座に入金記帳されたものにすぎず、Yは、入金記帳した直後ころにこの事実を知ったもので、」⑩「一方、受取人であるAも誤振込みであることを認めて、預金債権として権利行使する意思を有せず、Xに本件振込金の返還を承諾していることからすると、」⑪「AとYとの間に当座預金契約が成立してはいるものの、Yにおいて、本件振込金をAの当座預金として預かっている正当な利益を有するものとはいえず、」⑫「Yは、本件振込金相当額の利得を生

じたものとして、Xに対し、不当利得返還義務を負うものというべきである。」⑩「Yは、本件口座を強制解約し、YのAに対する貸金債権と相殺するために、既に別段預金に振り替え、その後相殺していることが認められるが、……Aの本件の預金債権は、前記事実関係の下では受働債権とはなり得ないものと解すべきで（行使できない債権である）、これを相殺に供することはできず、Xのした相殺はその効力を生じないというべきである。」

研究

判旨反対。

1 はじめに一「誤振込み」には2種類ある

「誤振込み」と呼ばれる事例は、 α 受取人の同一性という要素の錯誤である場合、 β 受取人の同一性に錯誤がなく、原因関係の欠缺するにとどまる場合、とに大別される。そして、 α は $\alpha 1$ 表意者の重過失に該当しない場合と、 $\alpha 2$ 該当する場合とに分類できる。したがって、 $\alpha 1$ の場合が「無効な誤振込み」、 $\alpha 2$ と β の場合は「有効な誤振込み」となる。両者は全く違った処理を要求する（なお参照、後藤紀一『振込・振替の法理と支払取引』94～105頁（信山社出版・1986年）、岩原紳作『電子決済と法』297頁（有斐閣・2003年）等）。

2 錯誤無効とならない「誤振込み」

「AとYとの間に当座預金契約が成立してはいるものの、Yにおいて、本件振込金をAの当座預金として預かっている正当な利益を有するものとはいえず」（判旨⑩）とする趣旨を汲めば、判旨は、振込取引の有効性を否定はしていないと解される（受取人の同一性の錯誤は要素の錯誤ではあるが、表意者に重過失ある場合には、錯誤無効の主張は認められない。ちなみに、最二判平成8・4・26、本誌995号3頁は同音異綴の受取人が問題になった事例である—「東辰」とすべきところを「透信」と誤る。いずれも「トウシン」—が、それでも預金の成立を争うことを許さなかった。判旨は述べていないが、表意者に重過失あるものと解した結果ではなかろうか。まして本件では、「株式会社名古屋光林堂」とすべきところを誤って「悠閑堂株式会社」の口座に入金したというのであるから、最判平成8年以上に錯誤の主張は難しいものというべきではないのか）。

3 Aの預金処分権

預金の成立を否定しないというならば、Aの「確認書」（判旨⑧）が存在しようとも、預金債権はAに帰属し、Aの処分権を制約する事由はなく（AがXに対してXへの不当利得返還義務の履行の方法としてYへの債権を指名債権譲渡した、あるいは、Xのための信託を設定した、AがXの受任者としてYに対してXへの直接の金員の払渡しを指示する義務・預金を引き出さない義務を負う合意をした事実、あるいはAの破産・Aの財産への差押え等があれば、そのかぎりではない。本件にこれらの事情はない）、それを前提にするYによる本件相殺は無効ではなく、Yには何ら法律上原因を欠く利得はなく、Xは専らAに対して不当利得債権を行使すべき筋合のものというべきである（ここでの「別段預金」の性質については、認定がないので詳かではない。一般に当座解約口は預金者死亡時に遺産分割の終了まで払戻しに应ぜず仮に預っておく未清算金的扱いを受けるが、本件のように債権管理口として預っている（らしい）預金は、要求払預金と解したとしても、銀行側の債権回収の目的のため相殺に供せられよう）。

Aの債権者がこの預金を差し押さえれば、Xは第三者異議の訴えを認容されない地位にある。破産開始決定がなされればこの預金は破産財団に属し、Xは破産前に発生した不当利得債権を届出し、破産債権者として権利行使すべき地位にある。Aとの間で相殺適状にあった者が、相殺権の濫用なくこれを相殺すれば、相殺に係る債権債務は対当額の範囲で消滅する（相殺権濫用に該当するかどうかについては原判決評釈において述べたのでそちらに譲る。柴崎・本誌1201号59～64頁。そうすると、XはAに対する債務名義を取得して預金を差し押さえるか—あとは相殺と差押えの優劣の問題となる—、破産申立てを行う他にないことになる。財団不足で同時破産廃止になれば破産手続は意味をなさないというが、一般論として銀行相殺の効力を排除するには破産申立てするしかない—後述13）。

4 「確認書」の解釈

判旨は、Aの意思に基づいてOから発信された振込通知に対応する銀行間資金移動によってYに帰属するに至った金銭について、「このままの状態では振込金の返還先が存在しないことになり、同銀行に利得が生じたのと同様の結果になる」（判旨③）とする。預金が成立するも

のと考える以上は、Aは振込金額の預金の払戻しを請求できる地位にあるのであって、かかる判断は採り得ない。この預金が「帰属するけれども行使できない債権」(判旨⑬)といえるための根拠が明らかでない。

判旨がそう考える根拠は、XYAの各々において「組戻し」が可能であることを「認識」していることと、Aによる「確認書」が存することにあるらしい。しかし、権利の処分が可能であることを認識していることと、実際に処分そのものが実行されることとの間には隔たりがある。Aが「YによるXへの返還を承諾し」たことと「預金を事実上放棄」することは等価ではない。ましてやすでに「組戻し」が行われたことを意味するのでもない。

Aの「返還の承諾」が組戻しの指図そのものであり、Yによるこれへの承諾の意思表示とみるべき挙動が存したとでもいうのであれば、XはYに対しては組戻し振込通知の発信を、Oに対しては、自分の口座への振込金額相当の入金記帳を履行するよう要求すべきであろう(ただし、そのような組戻しはAにおける振込原資の給付が不可能なことにより、Yがこれを承諾しているとは考えられず、振込通知は発せられないのであるから、Oに対するかような権利も発生しないことになる)。

5 錯誤無効となる「誤振込み」

注意深い振込依頼人でも誤導されるような特段の事情(例えば、仕向銀行のweb上の振込依頼フォームのインターフェイスが粗悪なために誤振込みが誘発される場合など)の存する場合であれば、表意者に過失はなく、錯誤無効を認めるべきである。専ら仕向銀行・被仕向銀行に過誤があり、誤った入金記帳がなされたような場合も同様である。

このとき、有効性のない指図人の意思表示＝振込通知に基づいて行われた入金記帳もともに無効となろう。このような場面は、いわゆる「有効な指図(Anweisung,délégation)の存在しない場合」に該り、入金記帳の意思表示が指図の引受および準消費寄託の複合契約として行われているものと考えれば、指図は一体として無効となり、預金は不成立となる(為替手形の引受であったならば、振出が無効な為替手形への引受は独立性(手形法7条)によってその独立した効力が生じるところとなろうが一事実は二重欠缺になる場合が多いであろう一、振込取引ではこの原理が適用されない)。

本件につき判旨は、一部では錯誤無効を認めるかのような表現をとり(判旨⑨)、預金債権は「正義、公平の観念に照らし、その法的処理において、実質はこれが成立していない」(判旨⑤)ものとして扱おう、等と述べている。もし振込みが無効であるとするならば、Aの組戻しへの同意(判旨⑧⑩)などとは無関係に、そもそも問題になっている預金など存在しないことになる。YA間の相殺も、受働債権が「行使できない債権」だから(判旨⑬)ではなくて、受働債権の不存在ゆえに効力を生じないというべきであろう。

6 その場合の不当利得

この場合、被指図人が受取人に給付を行った場合は、被指図人と指図受取人とを利得当事者とする不当利得が成立する(福瀧博之「振込依頼の撤回後に実行された振込みと仕向銀行の受取人に対する不当利得返還請求」商事1457号63～67頁〔東京地判平成5・3・5判時1508号132頁の評釈〕、四宮和夫『事務管理・不当利得』232頁(青林書院・1981年))。この原理は二重原因欠缺の不当利得とは別の根拠をもち、給付関係自体も有効性を欠くものとされることの帰結である。預金債権は不成立であるから受取人は払戻しを請求できず、払戻しがなされていれば、被仕向銀行から受取人に不当利得の返還請求ができる。

その一方で、実質関係上も剰余が生じている限りは「巻戻し」がなされなければならない。被仕向銀行は、銀行間交互計算によって資金を仕向銀行に戻し、仕向銀行は依頼人の口座からの引落しを反対記帳によって原状に復すべきものである。

7 被仕向銀行への利得返還請求の不可能

振込依頼人が被仕向銀行への直接の請求権を持つだろうか。依頼人から被仕向銀行への金銭の給付は直接に行われているのではない。振込依頼人は仕向銀行との契約(準委任)に基づいて、被指図人である被仕向銀行への振込みの意思表示の伝達と対価関係上の財貨の給付の履行事務の補助を仕向銀行に依頼する。被仕向銀行はこの意思表示の伝達(振込通知)を受け取るとともに銀行間多数当事者交互計算である日銀ネットを通じて被仕向銀行に対する資金移動が実行される。財貨移動の直接性の欠缺ゆえに直接の請求権は否定される。

特に、仕向銀行無資力の場合に、被仕向銀行

への銀行間資金移動上生じた不当利得債権は仕向銀行の総債権者にとっての一般担保となり、振込依頼人は仕向銀行の他の債権者と平等の地位に立たなければならない。振込依頼人だけが優先的に直接訴権を持つとの解釈を提唱するならば、それなりの説明が必要であろう。よって、Xから直接にYに対する返還請求(判旨⑫)は認められない。

8 誤振込みと財産犯—最決平成15年

判旨は、誤振込金を含む預金の払戻しに詐欺罪の成立を認める刑事判例との調和に言及するので、この点について述べる。

最二決平成15・3・12刑集57巻3号322頁、金法1697号49頁は、税理士Pから、被告人Qを含む顧問先からの顧問料取立事務の委託を受けていたR会社が手違いにより、Pが受け取るべき顧問料報酬金75万0,031円を、反対に顧問先のS銀行T支店のQ名義の普通預金口座に振り込んでしまい、これを知ったQがこの入金分を含む88万円を窓口で払戻請求しその交付を受けたという事案において、銀行実務における粗戻しの慣行の存在に言及し、

「受取人においても、銀行との間で普通預金取引契約に基づき継続的な預金取引を行っている者として、自己の口座に誤った振込があることを知った場合には、銀行に上記の措置を講じさせるため、誤った振込があった旨を銀行に告知すべき信義則上の義務があると解される。」「そうすると、誤った振込があることを知った受取人が、その情を秘して預金の払戻を請求することは、詐欺罪の欺罔行為に当たり、また、誤った振込みの有無に関する錯誤は同罪の錯誤に当たるといふべきであるから、錯誤に陥った銀行窓口係員から受取人が預金の払戻しを受けた場合には、詐欺罪が成立する。」

とするものである(ちなみに、第1審の判示が、S銀行を「被欺罔者」としRをもって「財産上の被害者」とする点に対し、三角詐欺では、被欺罔者が被害者のため財産処分権能を有することを要するとの控訴理由に回答して、高裁はS銀行が財産上の被害者であると判示している)。

9 刑法学説・判例の流れ

従前より、他人の金銭を委託されこれを保管する者が保管の方法として預金した場合に、その払戻しを受けて領得する行為は委託物横領罪

と解されている(大判大正元・10・8刑録18輯1231頁。横領は、自己が占有する他人の物を奪取する行為である以上、この場合の預金者は「占有」する者でなければならない。この点は「横領罪における占有は法律上の支配関係で足りる」ということで解決しているようである—大谷實「誤振込による預金の払戻と刑法上の取扱い」研修662号8頁一)。誤振込みに関する刑事判例および学説は、占有離脱物横領罪説(現行の規定では遺失物等横領罪説となろう。東京地判昭和47・10・19研修337号69頁、大谷實〔旧説〕「キャッシュ・カードの不正使用と財産罪」判タ550号84頁。前掲研修662号12頁で改説され、窓口で払い戻すと詐欺罪、CD機で払い戻すと窃盗罪であるという)と詐欺罪説(札幌高判昭和51・11・11判タ347号300頁)とに見解が分れていた。最決平成15年はこの論争に決着を付けた。しかし同決定の判旨のようにいわゆる「誤振込み」の場合の全部を一様に取り扱うというこの整理の仕方には疑問を禁じ得ない。

成程、振込取引自体が無効のときには、払戻請求は民事でも許容されない行為であり、刑法でも財産犯罪の成立する余地がある。この場合に被害者は専ら銀行であり、「自己が占有する他人の財物」は問題にならないから横領ではなく、欺罔・錯誤・交付の構成要件が存するので1項詐欺となろう。

10 錯誤無効でない場合

ところが、この論法は、それ自体の有効性の障害がない誤振込み(前述1の「 $a2$ と β 」)にはまったく妥当しない。平成15年決定の事実関係がこの類型に該当するものとすれば、受取人による払戻請求を詐欺罪で処罰することはできない。

学説はこの観点から、最決を厳しく批判している。同決定は預金者に「告知義務」があるとしているが、口座の管理と入金出金の正確な記帳は、(例えば、準占有者弁済のように特段の免責を法および合意が定めるような場合以外は)銀行の義務である。「単なる払戻要求は銀行員に預金債権の金額に関する誤った表象を喚起するものではない」(松宮孝明「誤振込と財産犯の解釈および立法」立命館法学278号6頁—この部分はドイツ連邦通常裁判所の判旨の紹介であるが、論旨は日本法における議論にそのままあてはまろう。ちなみに、論者は1994年改正スイス刑法141bis条の「財産的価値の不適法な費消」罪に言及され、誤振込金員の返還請求権が不当利得債権にとどま

るなら、それを他の不当利得と区別する合理的基準・理由についてなお問題が解決していないとの批判も指摘される)。したがって、誤振込みにおける受取人が不当利得となることを知りながら預金を引き出したことが非難されるとしてもそれは銀行が被害を受けるからではない。被害を受けるのは振込依頼人なのであるから、銀行を被害者として財産犯罪を認める判例は、この被害実態を反映していない。例えば受取人が誤振込みであることに気付いてそのことを銀行に告げずに金員を引き出して振込依頼人に返還すれば実質的には何ら問題がないにもかかわらず銀行を被害者とする事で財産犯罪の成立を否定できないことになる(松宮・前掲18~19頁)。「民事では適法で許容される行為が刑法で違法とされて禁止されるという矛盾は、『法秩序の統一性』に反し認められるべきでない。ゆえに、現金について刑法上の特殊な所有権概念を認める見解は妥当でない」(松宮・前掲21頁)。最決平成15年は「払戻しを拒む違法な利益を詐欺罪で保護する」(山口厚「誤振込と財産犯」法教283号87頁)ものとして非難されるのである。

11 受取人が不当利得金の管理を委託された場合

ただし、有効な振込みの場合でも、振込依頼人と受取人との間に不当利得金の返還方法に関する何らかの合意(振込依頼人の使者立合いのもと被仕向銀行店舗にて払戻しを請求し不当利得金を清算せよ、あるいは、すみやかに組戻しの依頼を行う等)が成立した後は、受取人の処分権は無制約ではない。このような条件のもとで受取人が金員の払戻しを受けてこれを領得したような場合には、「自己が占有する他人の財物」の領得となる可能性もあり、振込依頼人を被害者とする法益侵害が存し、委託物横領として論じ得る余地はあろう(亀井源太郎「最決平成15年判批」法教判例セレクト2003年32頁は、誤振込金の払戻しを受けることが「『民法上、やってよい行為』と評価できるかも、議論の余地があろう」とされるが、それはこのような処分権の制限が発生した場面のことであれば尤もである)。

12 おわりに

付言しておく、本件とは無関係ではあるが、受取人と被仕向銀行との利益の共同性が存するような場合(受取人が被仕向銀行の事業部的な子会社であった等)であれば、受取人と被仕向銀行とを同視し、独立の利益主体としての地

位を否定し(根拠は信義則(民法1条2項)か)、このような相殺は振込依頼人に対して主張できず、不当利得返還債務は独立性のない両者が一体として負担する、という取扱いもあり得よう。

本件のYが、債権者としての地位と被仕向銀行としての地位を兼ねていることからくる、一種の利益相反的状况には情緒的な抵抗が感じられるかもしれない。ある種の内部者情報に基づく債権回収と非難されるかもしれない。しかし、これを禁じる実定法上の根拠はない。相殺権の濫用法理の適用は、破産法等明文の根拠がある場合の他は、金融機関が過剰担保を有する場合、金融機関に詐害意思があるとき、禁反言に基づく場合、といった場面に限定されている(石垣茂光「相殺権濫用論と相殺契約に関する一考察(二・完)」獨協法学46号182頁)。誤振込み当日の正午頃、Aが、Yのロビー課長に電話連絡し、組戻しができないか照会したのに対して、Oに依頼してほしい旨を返答した一事のみでは、その後の相殺を禁反言法理違反とし得る程度の表示とはいえないであろう。

為替業務は内国為替に関する諸規則にしたがって実行される中立的・自動的なシステムであって、たまたま被仕向銀行が債権者のひとりであるというだけの理由で他の被仕向銀行と違った扱いを受けるというのではこのシステムは機能しない。ちょうど小切手が振出人の過誤で郵送され、これを受け取った者が取立てに回したとき、持出銀行に開設された当座勘定にはあくまでも取立てを委託した口座名義人の預金が成立するというのと同様である。

本件のような事例でXがYに請求する道を開く方法として、債権者代位権がある。近時、いわゆる「振り込め詐欺」における被害者が加害者の預金債権を債権者代位権に基づき代位行使し、金融機関に直接に金員の返還を求めることが認められている(東京地判平成17・3・30本誌1215号6頁)。

(2005年6月5日稿了)